

## 広島県告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定によつて、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十年一月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

神石郡神石高原町阿下一三八、二五二、五二七七の一、五二七七の三、五二七八の一、五二八〇の一、五二八一の一、五二八二の一、五二八四、五二八五、五三三九、五三六五の一、五三六六の一、五三六八の一、五三六九の一、五三七一の一、五三七一の五、五三七四、五三七五、五三七七、五三七九、五三八〇、五三八三、五八七七の二、五八七八、五八七九の一、五八八〇の一、五八八二から五八八四まで、五八八五の二、五八八六、五八八八、五八九〇、五九七六、五九七七、五九七九から五九八二まで

### 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 三 変更後の指定施業要件

#### 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### 2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)